

○静岡市交通遺児等福祉手当条例

平成15年4月1日

条例第152号

改正 平成21年3月13日条例第19号

平成24年3月23日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、交通事故等による災害により生計を維持する者が死亡した遺児及び父母の死亡した遺児その他これらに準ずる状況にある遺児について、交通遺児等福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、これらの遺児の生活の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「遺児」とは、市内に住所を有する義務教育終了前の者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 生計を維持する者が、災害により、死亡し、障害の状態となり、又は3箇月以上生死が不明である者
- (2) 父母が、死亡し、障害の状態となり、1年以上生死が不明であり、又は1年以上拘禁されている者
- (3) 前2号に準ずる状況にあると市長が認める者

2 この条例において「保護者」とは、現に遺児を養育し、かつ、監護している者をいう。

3 この条例において「災害」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 自転車、自動車、電車、汽車、航空機、船舶その他これらに準ずるものの運行により発生した事故
- (2) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第1項第1号に規定する業務災害及び同項第2号に規定する通勤災害
- (3) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める事故

4 この条例において「障害」とは、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に規定する1級に該当する障害をいう。

(支給の要件)

第3条 手当は、市内に住所を有する保護者で、次の各号のいずれかに該当するもの(以下「受給資格者」という。)に支給する。

(1) 前年(次条の規定による市長の認定を受けるための申請を1月から3月までの間に行う場合にあっては前々年)の所得税が非課税の者(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)により廃止された年少扶養控除及び16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による影響額を生じさせないための方法として市長が別に定めるところにより計算して得られる税額が0円となる者を含む。)

(2) 前号に準ずる状況にあると市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、手当は、遺児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該遺児については支給しない。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は同号若しくは同法第27条の2第1項の規定により施設に入所(通所による入所及び短期間の入所を除く。)の措置を受けている者

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第29条第1項の規定により入院の措置を受けている者

(平21条例19・平24条例27・一部改正)

(認定)

第4条 受給資格者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならない。

(手当額)

第5条 手当の額は、遺児1人につき、月額5,000円とする。

(支給の期間及び方法)

第6条 手当の支給は、受給資格者が第4条の規定による認定を受けた日の属する月から始まり、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 手当は、次の区分により支払う。

区分	期間	支払月
前期	4月分から9月分まで	9月
後期	10月分から翌年3月分まで	3月

3 市長は、前項の規定にかかわらず、手当を支給すべき事由が消滅したときは、支払月を繰り上げて支払うことができる。

(支給の制限)

第7条 手当は、第4条の規定による認定を受けた者(以下「受給者」という。))が、次の各号

のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 手当を次条第1項に規定する目的以外に使用したとき。
- (2) 正当な理由がなく、次条第2項の規定による届出又は必要な書類の提出を怠ったとき。
- (3) 第9条の規定に違反して手当の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供したとき。
- (4) 正当な理由がなく、第10条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による職員の質問に応じなかったとき。
- (5) 遺児の養育又は監護を著しく怠っているとき。
- (6) 偽りその他の不正の手段により手当の支給を受けたとき。

(受給者の義務)

第8条 受給者は、手当を遺児の生活の向上と福祉の増進に寄与するために使用しなければならない。

- 2 受給者は、規則の定めるところにより、市長に対し、必要な事項を届け出て、かつ、必要な書類を提出しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第9条 受給者は、手当の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(調査質問)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格者又は受給者に対して、受給資格の有無の決定のために必要な書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして受給資格者、受給者その他の関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定により質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(返還命令)

第11条 市長は、偽りその他の不正の手段により、手当の支給を受けた者がいるときは、その者に対して、既に支給した手当の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の静岡市

交通遺児等福祉手当条例(昭和50年静岡市条例第1号)又は清水市交通遺児等福祉手当支給規則(昭和45年清水市規則第5号。次項において「合併前の清水市規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日までに合併前の清水市規則第4条第2項の規定により支給の決定を受けた者に係る手当の支給については、なお合併前の清水市規則の例による。

附 則(平成21年3月13日条例第19号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第27号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。